

# おおさかの 住民と自治

2024. 6

(通巻第547号)

発行:

一般社団法人

大阪自治体問題研究所

(発行人: 梶 哲教)

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15

大阪グリーン会館5F

TEL 06(6354)7220 FAX 06(6354)7228

http://www.oskjichi.or.jp/

定価200円(消費税含む)

会員は会費に含まれます

第27回おおさかの自治体学校 4月7日に開催

## 情報は誰のもの

### 知る権利、参加する権利を生かしたまちづくりこそ

第27回おおさかの自治体学校は、4月7日、「情報は誰のもの」知る権利、参加する権利を生かしたまちづくりこそ」をテーマに開催されました。

当日は約40人が参加、大阪市民ネットワーク代表の藤永のぶ代さんの経験と実践を踏まえた問題提起と、忠岡町・枚方市での実践報告を受け、分散会で意見交換や運動交流。その後、2月府議会で成立した「基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」の議論過程やその狙いなどについて、大阪経済大学の柏原誠先生から、緊急報告を受けました。

#### ■「情報は誰のもの？」

##### 藤永さんの問題提起は

大阪市民ネットワーク代表の藤永さんは、「情報はだれのもの？」ささやかな経験から」と題し、藤永さん自身の市民運動への参加のきっかけが生活協同組合づくりの運動だったことを語った上で、具体的に住民としての権利行使運動に足を踏み出したのは、1989年11月、大阪市の財政局課長代理の自殺未遂をきっかけに露呈した公金詐欺事件。



藤永のぶ代さん

「大阪市役所の幹部と議

員が、一日300万円もの市民の税金を飲み食いや私的に流用してた!」「一体何やのん!」怒りが全身を駆け巡り行動に立ち上がりました。でも、怒りはあっても、それを変化に結びつける方策はよくわからなかった。

そこでまずは、住民が持っている政治への直接参加の方策を学ぼうと、名古屋大学名誉教授の室井力(むろいつとむ)先生(故人)の著書をすみからすみまで読み尽くし、弁護士会の集会で聞いた戦後アメリカで「民衆の弁護士」と呼ばれたアーサー・キノイ弁護士の言葉「権利は求める者にこそ与えられる」にも勇気づけられながら、市民1万2000人による「住民監査請求」や関係する資料の「情報公開請求」に取り組みました。

「架空のナイトラウンジやパブの飲み食い代」「エルメスのベルト」「マンションの頭金」……市民の税金を私的に流用していた領収書が続々。それを自治体幹部が黙って支出命令書にハンコを押していた事が明らかに。「私的流用を返還せよ」と市民2500人が原告となって訴訟を起し、数年後に勝利和解。市民の声が長期保守政権の不正を暴き、一部ですが返還させるという到達をつくりました。このたたかいを始め、30年にわたって

「住民の市政への直接参加」の運動を進めてこられた藤永さん。運動の中で大事にしてきた事について、

① 憲法・地方自治法は市民の味方、だから諦めない、変にオトナにならない。  
② 情報公開請求の制度は住民の宝、大事に積極的に活用する。

③ 地方自治体の役割は「住民・滞在者の安全と健康と福祉を守ること」、新自由主義の首長が口にする「住民は株主」なんてとんでもない！住民は主権者だ。

④ 職員は「住民全体の奉仕者」。自治体の中にも良心的な職員はたくさんいる。カウンターの内外で連帯することが可能だし、大事。

⑤ 富田宏治先生の言葉……「公共財としての自治体情報」。そうだ！国・自治体の情報は国民・市民のもの。役所に預けているだけなので、自治体には情報を整理・保管・提供する責任がある。だから「文書不存在」なんて許さない。

⑥ 自治体の具体の施策にももの申す時は、徹底して自治体の発信・保管する情報を使って追及していくこと。などを強調しました。

そして後半では、こうした情報公開の制度や、公開された行政情報を活用し、現在問題となっている「夢洲での万博、

カジノ・IRの問題点」について、スライドを使ってお話しいただきました。

## ■2つの実践報告

### 忠岡町での巨大産廃焼却施設誘致に

#### STOPを

忠岡町では、ゴミ焼却に関わって、「周辺自治体との広域で処理」という選挙公約を町長が突然覆し、一日に220トンもの処理能力を持つ民間の巨大産廃焼却施設誘致を「公民連携」の名で行うとしたことで、忠岡町のみならず周辺自治体でも住民の不安の声が巻き起こっています。

町民の家庭からの一般ゴミは1日20トンでこんな巨大施設は不要。また、一日180トンもの産廃ゴミを周辺から運んでくる大型トラックの排ガス、さらには一日200トンもの産廃焼却による排ガスなど、その影響は泉州地域全域に及びます。

この問題に関わって「選挙公約を変更し、公民連携とした経緯がわかる一件書類」や「廃棄物減量等推進審議会専門部会委員」の任命経緯」について、情報公開請求を行ったところ、いずれも「文書不存在」。徹底した情報隠しの姿勢です。

今、「忠岡町の巨大産廃焼却施設誘致を考える会」として、忠岡町からの情報

開示を求めるとともに、周辺自治体の皆さんとともに署名運動や宣伝を強め「いったん立ち止まって再考を」の運動を進めています。

### ■枚方市の「市庁舎建て替え」に関わる

#### 市民からの政策提起の運動

枚方市では、築60年以上となる駅前現市庁舎の建て替えに当たり、市は新庁舎を駅から離れた場所に移し、跡地をマンションや大規模商業施設など民間事業者売却するという、経済効果最優先の駅前再開発事業として進めようとしています。

しかし、市の計画は民間資本の開発を含み10年以上に渡る計画。すでに当初のアーリーナは計画から消えるなど迷走しており期間がかかること、総事業費や市の負担が大きくなるとともに市民にとって市役所が遠くなるというもの。

枚方では「枚方のまちづくりを考える市民ネットワーク」として、学習運動や市役所を囲むヒューマンチェーンの実施、ビラ配布などの行動を行うとともに、「新建築家集団大阪支部」の協力も得て、単に反対するだけではなく、市民の声を生かしたまちづくり計画として、「早い！安い！便利！」な市役所建て替え計画を提案しています。

## 分散会の様子



### ■分散会での意見交換や交流では

問題提起と実践報告を受けて、2つの分散会で、感想や報告の補強、地域での運動交流が行われました。

○忠岡町と産廃事業者との間に基本協定が結ばれており、今年度で「実施協定」を行う予定。今年10月の町長選挙の一つの焦点となっている。

○基本協定が結ばれているのに「文書不存在」はあり得ないのでは。

○枚方でのこの間の市民運動が、市議会での各党の対応を変化させている。国や府も関わった再開発事業であり、その意思決定過程について、情報公開請求中。

○府下の学童保育で民間委託が進んでいるが、委託料の決算報告を求めず渡し切りという所も。

○南河内では、金剛バス路線撤退後、南海と近鉄が本数

は減らして乗り入れていているが、例えば太子町では時間によっては乗り継ぎが必要となり、曜日によりバス代が4倍になることも。

○藤永さんも述べられていたが、自治体職員が住民と連携して情報を公開させる取り組みが大切になっている。など、短時間でしたが密度の濃い交流ができました。

### ■柏原誠先生からの緊急報告

最後の報告として、大阪経済大学の柏原誠先生より、本年3月22日に府議会本会議で可決された「大阪府基礎自治機能の充実及び強化に関する条例」に関わって、その背景や問題点について、緊急の報告が行われました。

昨年5月以降の府議会「特別委員会」の経過や、少数会派を排除した特別委員会の構成などに関わっては、「おおさかの住民と自治4月号」に柏原先生が執筆されていますが、その時点では、「条例案」の詳細が確定しておらず、この場での緊急報告となったものです。



柏原誠先生

3月22日に可決された「条例」は、人口減少による市町村の財政

基盤の弱体化や組織体制の維持の困難という課題に対する対応策として、従来の行革や広域連携に加え、デジタル化や市町村合併も「対応策」に加えるというもの。柏原先生からは、条例の内容の紹介のうえ、現時点での評価として、

- ① 条文を通じて市町村に何らかを強制したり規制したりする影響は大きくない
  - ② しかし、大阪府に常設の「基礎自治機能強化推進本部」が設置され、本部長に知事が就くことや、「技術的助言」とどまらない支援を規定したことで、市町村に圧力をかけるもの
  - ③ 条例制定過程に府下市町村の参加が不十分であり、関与も不明確であること
  - ④ 加えて、「財政措置」が謳われ、従来からの市町村振興補助金について、増額措置が行われていること
- などから、市町村の自律を損なうような運用が行われないか、監視が必要であることが指摘されました。

加えて、この条例制定の経過と並行して、太子町・河南町・千早赤阪村の首長と府市町村局で構成する「南河内地域2町1村未来協議会」がすでに昨年末には「中間報告」も行っていることから、基礎自治体のあり方はもちろん、南河内地域に共通する課題について運動をつくる

ことが重要となっております。

最後に、学校長である立命館大学の森裕之先生によるまとめでは、情報公開制度の重要性とともに、活用する上での私たちの構えが藤永さんの豊富な経験から語られたこと、併せて自治体の役割は、「住民にとっての社会的価値を確立する」とこと「予算の配分と運用で事業を動かす」とこと。そのバランスが問題であり、地域政策のあり方について、柔軟に、熟議の上で合意をつくっていくこと、そのためにも自治体の持つ情報を可能な限り公開させて行くことが大切であることが述べられ、閉会となりました。(大阪自治体問題研究所事務局長 猿橋均)

## 一般社団法人 大阪自治体問題研究所 第53回定期会員総会を開催します(ご案内)

一般社団法人 大阪自治体問題研究所 理事長 梶 哲教

大阪研会員の皆様におかれましては、地域で職場でご活躍のことと存じます。

また、一昨年以來、自治体問題研究所(全国研)を財政破綻から立て直す取り組みとして、「緊急1千万円カンパ」や、機関誌『住民と自治』誌の価格改定による大阪研の会費改定などに、皆様の大きなお力をお寄せいただいたことに、心よりお礼申し上げます。

今、地域では少子高齢化の進行やそれへの対応をめぐる自治体間格差の拡大が大きな問題となっています。また大阪では、住民への財政負担や安全確保など、様々な問題点が浮上した「夢洲での万博・カジノ・IR」という政策にしがみつく維新勢力への批判が高まりつつあります。

「住民福祉の向上」という自治体本来の役割とともに、その役割を果たさせるうえでの住民参加・住民自治の仕組みと運動を拡げることが求められており、大阪自治体問題研究所も、その一翼を担うことが重要な役割だと痛感しています。

さて、第53回定期会員総会を、一般社団法人大阪自治体問題研究所定款の規定に基づき、下記の内容で開催させていただきます。ぜひ、会員の皆様のご参加をお願いいたします。

### 記

- 日時 2024年6月22日(土)13:00開場 13:30開会
- 会場 大阪グリーン会館2階大ホール 会場でのリアル参加をお願いします。
- 議案 第1号議案 「2023年度事業報告」  
第2号議案 「2023年度貸借対照表及び損益計算書について」  
(資料) 2024年度事業計画及び2024年度予算  
第3号議案 「2024年度・2025年度大阪自治体問題研究所  
理事・監事の選任について」

※会員の皆様への総会事前配布議案は『おおさかの住民と自治・総会特集号』として同封させていただきます。併せて「議決権行使兼委任状」の葉書につきましては、大変あわただしいこととは存じますが、6月14日までに到着するよう、内容記入の上、投函をお願いします。

- 本年の総会終了後、大阪自治体問題研究所創立50年記念講演と、懇親会を予定しています。  
記念講演 大阪での維新政治のたたかいと到達点について(仮題)  
講師 奈良女子大学名誉教授 自治体問題研究所理事長 中山 徹先生  
懇親会 記念講演終了後、同会場で行います。(有料です)